

こどもと大人の交通安全 ～「交通ルールを守る」をあたり前に～



自転車編

川西市では交通事故が急増しており、その中でも自転車が関係する事故は、2日に1件以上発生している危険な状況です。自転車は免許もなく、誰でも乗ることが出来る便利な乗り物ですが、交通事故の被害者だけでなく、加害者になってしまう事もあります。交通事故を未然に防ぐ為に、まずは自転車の交通ルールをよく知り行動することが大切です。

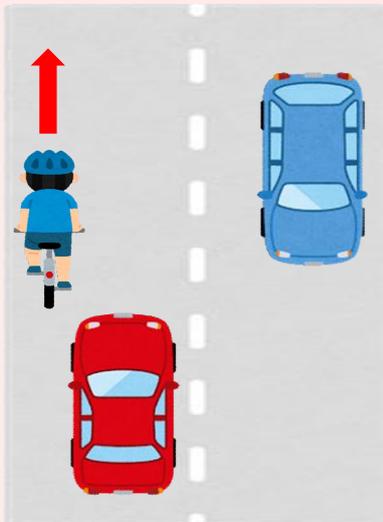
自転車は車の仲間

自転車は「**軽車両**」に分類され、車の仲間になります。基本は車道の左はしを走ります。ただし、**13歳未満の子どもと70歳以上の高齢者、身体の不自由な方**などは歩道を走ることができます。それ以外では『**自転車歩道通行可**』の標識(右上参照)のある歩道は通行することができます。

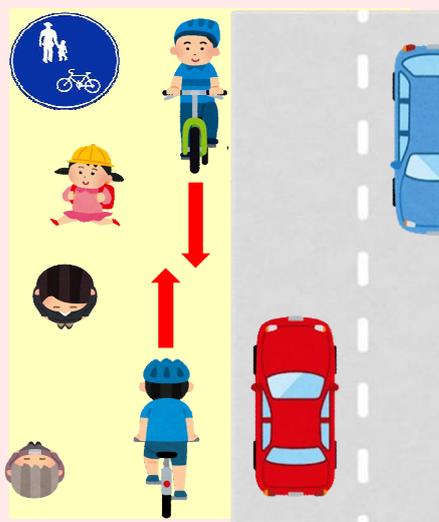


自転車の通行方法

車道は左側通行



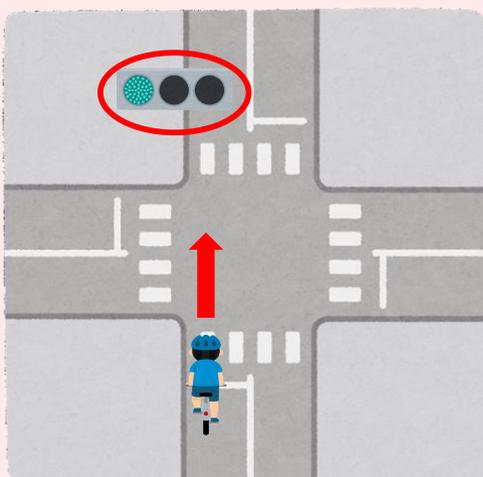
歩道内は車道寄りを**徐行**



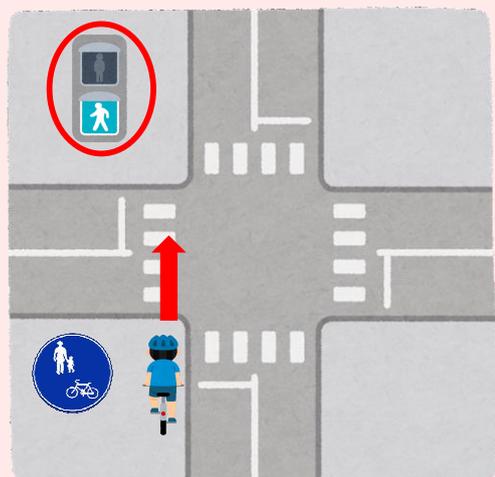
歩道は歩行者優先！
歩行者が多く、通行しづらい時は、自転車を降り押し歩こうね！



車道通行時は車両用信号



歩道通行時は歩行者用信号



自転車は走るところによって、見る信号が違うよ！





自転車
ニュース



自転車の交通ルールが 変わります！



①反則金を導入... 16歳以上の信号無視や一時不停止等は交通反則通告制度(反則金納付)の対象に！
【R8年5/23までに施行】



②罰則の強化... 自転車運転中の携帯電話使用等の禁止、
酒気帯び運転の罰則規定を整備
【R6年11/1から施行】

(自動車が自転車の右側を通過する場合)

③安全確保... 自動車は、その間隔に応じた安全な速度で進行することを義務付け
自転車は、できる限り道路の左側端に寄って通行することを義務付け
【R8年5/23までに施行】



自転車運転中に危険なルール違反を繰り返すと「自転車運転者講習」を受けなければなりません！その受講対象となる危険運転項目に、「携帯電話使用等」が追加されるなど、罰則規定が15項目から16項目へ整備・強化されました



詳しくは
川西市HPへ



交通安全
リンク集

川西市のホームページではお住まいの地域での自転車事故が起こっている箇所をマップで示した、「コミュニティ別自転車事故マップ」を掲載しています。是非ご覧いただき、日頃の交通安全にお役立てください。
※ご覧いただく際には通信料が発生する場合があります。

イメージ図



コミュニティ別自転車事故マップ

